

## 練馬区の医療連携（１）小児救急事業の展開

- 事業名：①練馬区夜間救急こどもクリニック事業（平成13年6月1日開設）  
 ②練馬区小児救急医療連絡協議会（平成16年6月開始）  
 ③小児救急ミニ講座（平成17年度は東京都健やか小児救急応援事業受託。平成18年1月からは、身近なところで子どもの救急対処法等の普及啓発事業を開始）

### 事業内容

- ①名称：練馬区夜間救急こどもクリニック（練馬区役所東庁舎2階）  
 診療時間：平日（月曜日～金曜日）午後8時～午後11時  
 土曜・日曜・休日・年末年始 午後6時～10時  
 診療科目：小児科（対象は15歳以下の小児）  
 診療体制：小児科医師1名、看護師1名、事務1名を1単位としてGW,年末年始は複数単位。  
 運営形態：社団法人練馬区医師会に事業委託
- ②練馬区小児救急医療連絡協議会 区医師会3名、区内2大学病院各2名、練馬消防署職員1名、区職員2名
- ③小児救急ミニ講座：小児科開業医が地域の施設に出向き、子どもの病気や急な症状への対処法などを保護者に講義し、保護者が日頃疑問に思っていることや分からないことに答える。こどもが夜間に熱を出した場合であっても、軽症であれば家庭で対処できるよう啓発することにより、救急対応している病院の負担を軽くする目的で実施。子ども家庭支援センター、保健相談所、NPO施設。平成19年度計18回

[事業開始の経緯] 練馬区では、従前から内科・小児科を標榜する練馬休日急患診療所および石神井休日急患診療所を設置し初期救急医療事業を実施してきた。しかし、受診者のうち約6割は15歳以下のこどもが占めるにもかかわらず、必ずしも小児科医師が診療する体制とはなっていなかった。また、共働き家庭の増加等を背景として小児救急医療のニーズが高い平日の夕刻から午後10時頃までの準夜帯には診療を行っていなかった。そのため、区内の二次医療機関である日本大学医学部附属練馬光が丘病院に小児救急患者が集中し、患者の待ち時間の長時間化、小児科医師の過重労働等の問題が生じていた。このような状況を踏まえ、従前実施していた深夜帯の診療を廃止し、平成13年6月1日から準夜帯に小児科医師による小児初期救急診療を行う練馬区夜間救急こどもクリニックを開始した。なお、平成18年度からは日大練馬光が丘病院および順天堂練馬病院に小児初期救急医療事業を委託している。

小児救急体制の充実と関係機関の連携を図るために、保健所が「小児救急医療連絡協議会」を開催している。

[成果] 二次救急医療機関である日大練馬光が丘病院の年間小児救急患者はピーク時（平成14年度）には17,000人以上受診していたが、夜間救急子どもクリニックの開設、順天練馬病院の開設また、小児救急普及事業等の成果により、4割の年間7,500人まで減少している。

